別紙１

令和５年度指定介護予防支援業務及び

介護予防ケアマネジメント業務の一部を

委託する指定居宅介護支援事業者

１ 令和５年度委託事業者

（１）委託事業者について

令和５年度委託予定事業者については、令和４年度に指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務契約を締結した事業者及び市内の未締結事業所に対して受託意向を確認し、委託契約を行います。また、必要に応じて他市の事業所に対しても受託意向を確認し、委託契約を行います。（別紙２：令和５年度委託契約事業所一覧　参照）

（２）委託する居宅介護支援事業者の要件

委託業務に従事する介護支援専門員については、受託した介護予防ケアマネジメントを適切に実施できる能力を有する者としています。また、受託に際しては、市が実施する介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を受講していただくこととしています。（市外事業所等は除く）

（３）委託業務の内容

①アセスメント　②介護予防サービス・支援計画原案作成

③サービス担当者会議の開催　④介護予防サービス・支援計画書の説明・交付

⑤モニタリング　⑥評価　⑦給付管理　⑧日常の連絡調整　⑨その他介護予防支援について必要な事項

（４）委託件数

委託に当たっては、委託先の指定居宅介護支援事業者の業務に支障の無

い範囲で委託することとします。